



KYODO FREIGHTERS CORPORATION
Multimodal International Freight Forwarder

各位

2009年12月9日

件名：各船社、アジア域内コンテナに「JAPAN THC」導入の動き

来年2月1日より、各船社とも日本発着のアジア域内輸出入コンテナに対して、従来のECHCに替えて「JAPAN THC」を導入する動きを見せています。これが実現すると、従来のECHCに対し、金額にして20' +¥14,000、40' +¥20,500、約2.2倍の大幅な値上げとなります。

既に各船会社からの案内がお手元に届いている荷主様もいらっしゃるかと存じますが、この「JAPAN THC」導入の動きは11/20付けのIADAのガイドライン発表を受けたものです。

IADAとはIntra-Asia Discussion Agreement＝アジア域内(コンテナ)協議協定の略称で、1992年2月に結成された「航路安定化のための意見・情報交換を目的」とした協議協定のことです。アジア域内航路のサービス船社の多くが同盟、盟外を問わず参加しています。

IADAより発表されたガイドラインは以下のような内容です。

- ・日本の5大港でコンテナ取扱手数料の徹底的なレビューを行った。
- ・日本発着のコンテナハンドリング料金の名称をECHC(Empty Container Handling Charge)からJAPAN THC(Japan Terminal Handling Charge)に変更する。
- ・これはメンバー船社が実際に被っているコストの回復の観点からだけではなく、世界的に標準とされているTHCの適用に標準化させるためでもある。
- ・IADAは正当な費用調査に基づき、それ以下のレベルで、2010年2月より輸出入双方でJAPAN THCを適用することを推奨する。 **JPY25,000/20F** **JPY37,000/40F**
- ・これはIADAの個々のメンバーに対する推奨であり、拘束力の無い自発的なものである。顧客との個別交渉により自発的個別的にこの推奨に従うかどうか、発効日を含めて単独行動を取ることが出来る。

IADAの発表した内容が上記のような「推奨」であること、IADA自体が多くの船社が参加する、同盟よりも緩やかな「協議協定」であることから、11月末より各船社が実際にどのような動きを見せるか注目してまいりました。

残念ながら、本日時点において、予想以上に多くの船社がこのIADAガイドラインに追随する動きを見せており、JAPAN THCの導入は避けられない流れとなっているようです。

但し、船社によって一部導入時期や金額の違いがあったり、対象航路について若干の表現の相違がありますので、実際の適用地域、金額については確認が必要となります。また、REFERコンテナの扱いについても明確な案内が出されておられません。

各荷主様におかれましては、来年2月に向け、各船社の動向につきご注意いただければと存じます。具体的な船社の動き等につきましてご質問等ございましたらご遠慮なく弊社までお問い合わせ下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>